

事務連絡  
令和2年3月18日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における教科書の円滑な利用について

この度、文部科学省では「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日）において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の要請を行ったところです。また、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮を求めています。

これを受け、児童生徒の学習支援のために実施される ICT 等を活用した遠隔指導や、課題の作成、送信等において、教科書の利用（公衆送信や複製等）が行われる場合も想定されます。

この状況に関して、文化庁からは、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用について」（令和2年3月4日付け事務連絡）【参考資料】において、著作権等管理事業者及び関係団体に対して、学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用について要請を行っており、一般社団法人教科書著作権協会においても、一般社団法人教科書協会と連携し、柔軟な対応（※）を行っていただいています。

文部科学省においても、上記の取組を重要なものと考え、教科書の円滑な利用を図るために、各教科書発行者殿におかれましても、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、格別の御配慮を頂くようお願いします。

（※）新型コロナウイルス感染症対策のための休校期間の授業代替手段として、2020年3月末まで、当該学校・地区の採択教科書の利用に限り、発行者が権利を有する掲載著作物を利用して作成した授業動画やプリント等を、当該児童生徒に限定して、学校又は教育委員会が自ら責任主体となって行う複製、公衆送信又は配布に対し、特別の配慮として、教科書利用を無償許諾する（第三者権利物の利用については本対応に含まれない。）。

（参考資料）「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用について」（令和2年3月4日付け事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

TEL : 03-6734-2576 (直通)

E-mail : [kyokasyo@mext.go.jp](mailto:kyokasyo@mext.go.jp)

事務連絡  
令和2年3月4日

著作権等管理事業者及び関係団体 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した  
著作物の円滑な利用について

この度、文部科学省では「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日）において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の要請を行ったところです。

各教育機関においては、この度の休業等に伴い、ICTを活用した遠隔指導や自習など様々な活動の実施により、著作権が及ぶ著作物の利用（現行法上の権利制限規定の対象とならない公衆送信など）を行う場合も想定されます。

平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布日から3年を超えない日（令和3年5月24日）までに開始されることとなっており、現時点では開始されていないため、教育機関において公衆送信を行う場合には、原則として、現行法に基づき権利者の許諾を要することとなりますが、貴事業者・団体におかれては、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の御配慮を頂くようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

管理係 高橋

電話：03-6734-2847（直通）

Mail：ckanri@mext.go.jp